

◆協力金支給判定フローチャート

（「感染防止宣言ステッカー（ブルステッカー）」導入店舗）



ただし、途中開店の場合は、開店日から令和4年1月13日までの全ての期間で営業実態があることが必要です。

※1 対象期間

要請期間中に開店又は閉店をした場合は、対象期間の始期又は終期を「開店日」又は「閉店日」に読み替えてください。

※2 通常

営業時間短縮要請がなかった期間

※3 利用人数

結婚式場は、同一テーブル原則4人以内とし、テーブル間での移動はできる限り控えていただくことが必要です。

※4 カラオケ設備の利用

カラオケボックスは、カラオケ設備の利用自粛の対象外です。ただし、利用者の密を避ける、換気の確保等、感染対策を徹底する必要があります。

※5 ブルステッカーの導入

ブルステッカーの導入が遅れた場合でも、以下の場合は対象期間の始期までに導入していたものとみなします。

① 対象期間中、営業時間を時短した上、営業されていた方

ブルステッカーの導入が遅れたやむを得ない理由があり、対象期間の終期までに導入した場合

② 対象期間中、休業していた方

ブルステッカーの導入が遅れたやむを得ない理由があり、協力金の支給申請日又は営業再開（開始）日のいずれか早い日までに導入した場合